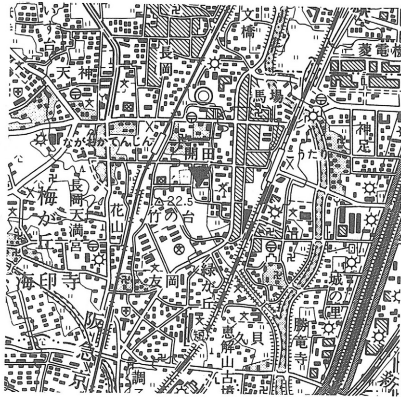


ながおきょう
京都・長岡京跡 (2)

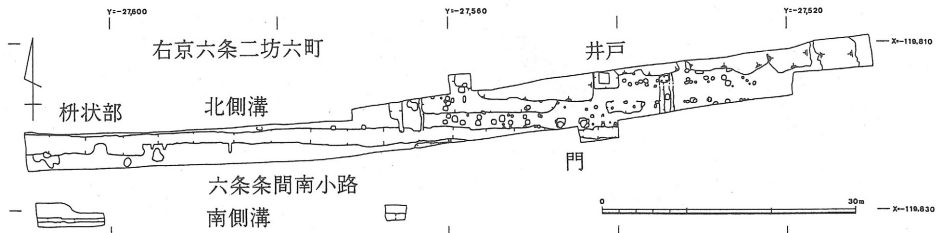
- 1 所在地 京都府長岡京市開田四丁目
- 2 調査期間 右京第六八八次調査 二〇〇〇年(平12) 一二月
～二〇〇一年三月
- 3 発掘機関 (財)長岡京市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 山本輝雄・中島皆夫・小畑佳子
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 長岡京期(七八四年～七九四年)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(京都西南部)

調査区は右京六条二坊六町の南辺部にあたり、門・柵・井戸・大型土坑などを確認した。また、宅地の南側では六条条間南小路の南北西側溝を検出している。
木簡は六条条間南小路北側溝SD一五、なかでも調査区の西端にある柵状に掘削されていた部分から出土した。柵状部は北側溝が幅

広く深く掘削されていた部分で、陸橋状の掘り残しを挟んで西側と東側の二カ所に分かれている。西側の柵状部は長さ8m以上でさらに西へ続き、東側は長さ約4mを測る。いずれも幅が約2mで、深さは0.6m程度を測る。柵状部の役割は明らかでないが、この部分が湧水層である砂層まで掘削され、宅地側だけに護岸用の側板・杭が設けられていることから、簡易な貯水施設と考えることが妥当かも知れない。なお、陸橋状の掘り残しは右京六条二坊六町への通路と考えられる。木簡は柵状部下層の木屑を多く含む粘土層から七二点出土しており、埋土の上層には全く含まれていなかった。
また、この粘土層からは木簡とともに、戸籍、計帳の反故紙と考えられる漆紙文書断片一一点、墨書土器「廿」「見」「田」「秋」などの文字



長岡京跡右京第688次調査遺構図

資料や、絵のある薄板などの多くの木製品が出土している。

以下、漆紙文書の釈文と内容について述べる。

六条条間南小路北側溝S D一五出土漆紙文書釈文

オモテ面の墨痕

- | | | | |
|------|-----------------------|------|----------------------|
| (1) | □長谷 | (6) | □甘 |
| | □上又 | (7) | □ ^{〔左カ〕} 耳聾 |
| (2) | 麻呂 | (8) | □殺 ^{〔残カ〕} |
| (3) | 守 | (9) | □疾 |
| (4) | □年 | (10) | □ |
| (5) | 卅五 □ | | |
| | 漆附着面の墨痕（オモテ面から鏡文字で観察） | | |
| (11) | 年卅 □ | | |
| | □ | | |

出土した資料のうち、墨痕のあるものは二断片あり、そのうちの二断片は直接つながるので、結局一断片となる。但し、(5)と(11)は漆附着面どうしを内側にして固着しており、現状では分離できない。これら一断片はすべて紙や漆の色調などからみて、本来は同

一の漆容器蓋紙であったと判断できる。

断片には、漆附着面を内側にした二枚重ねのもの(1)(2)(5)と(11)(8)(9)と、その状態から分離したと思われる一枚のみのものがある。二枚重ねの断片のうち、折れ目部分が残るものとして(1)(8)の二片があるが、折れ目の傾きをみると、(1)は文字の行に対して上で右に約三二度、(8)は上で左に約五〇度振れている。この二つの折れ目は一回の折りでできることはない。従って、二回折り畳んで四つ折りにした状況が想定できるが、その際、やや折れ目をずらして畳んだために、完全に四枚重ねにならず、二枚重なっただけの部分が生じ、その部分が残存したのであろう。この折れ目を復元的に展開したとすると、やや上で左に傾き、直交しない「X」字状の折れ目があることになる。

この状態を想定しつつ、文字内容も加味して断片の位置関係を復元するならば、いくつかの可能性が考えられるが、今後墨痕のない断片も含めて接合を検討する必要がある。また、全体の大きさに対して、残存している部分はわずかにとどまるとみられるため、本来の漆容器蓋紙としての大きさは推定できない。

オモテ面については、(1)(7)(8)に縦界線がみえる他、(1)(8)には横界線もみえる。界線は二本残るものがないため計測できないが、(1)で行間を測ると約一・八cmである。書体は比較的整った楷書であり、界線を持つことも合わせて考えると、この面が正規の文書として作

られた一次文書と推定できる。内容をみると、人名、年齢、身体
障害に関わる記述がみえる。戸箱・計帳に類似した歴名様の文書と
推定できるが、身体障害の注記が目立つことが特徴的である。なお
(4)の一字目は「身」または「耳」、(6)の二字目は「五」または「九」
の可能性がある。

漆付着面は、現状では界線などは確認できず、書体もオモテ面に
比較して粗雑に書かれている。オモテ面の文書が廃棄された後、紙
背を二次的に利用したものであろう。

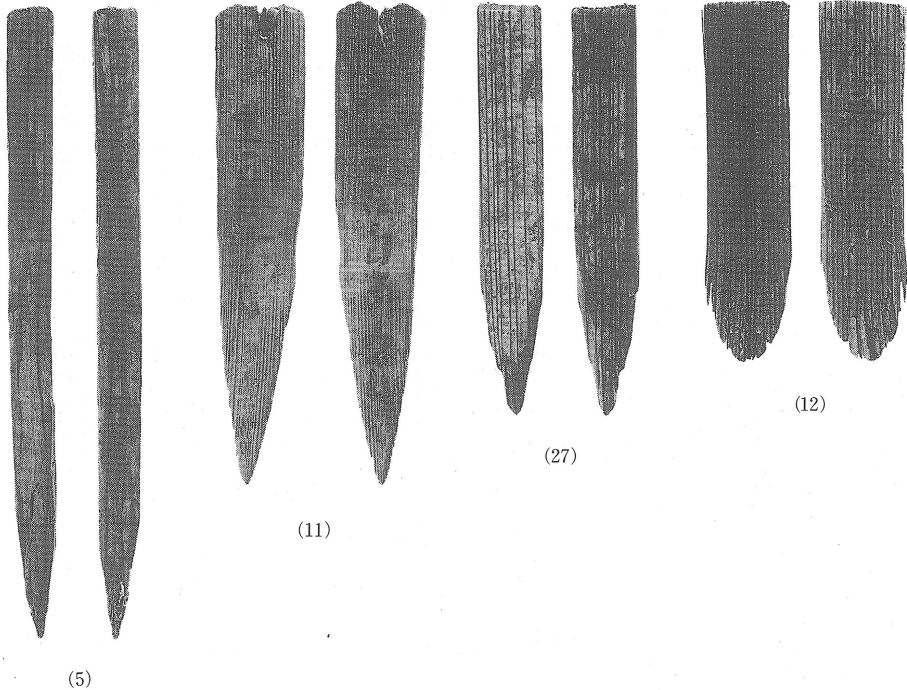
内容は年齢と思われる記載があるが、詳細は不明である。

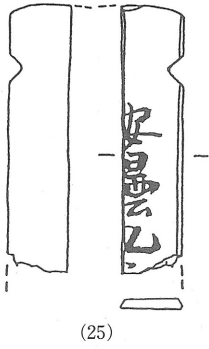
8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「猪名郷物マ刀自白米五斗」 (124)×17×4 051*
・「十二月十日」
- (2) ・武義郡 □ (81)×17×4 081
・ □
- (3) ・「菅田郷度津廣司戸五斗」
・「延暦十年四月一日」 144×18×5 051*
- (4) ・「越前^[国カ]□□□郡少^[]」
・「五斗」 152×23×4 051
- (5) ・「忌浪郷□□天伴蓑万呂□□□五斗^[上人カ]」
・「十一月廿六日」 173×13×5 051
- (6) ・「忌浪郷□□大伴岡成□□□広主五斗^[戸主カ]」
・「十一月五日」 195×17×5 051*
- (7) ・「郡宮」 □ □ □
・「延暦八年十一月廿□□」 201×18×4 051
- (8) ・^[郡カ]□家郷□□ □ (135)×(11)×2 081
・「十月十三日□□」
- (9) ・「^[部カ]□郷□□□中臣電」
・「^[]」 (95)×15×3 039
・「延暦十年」
- (10) ・大野□□□□□宅浜郡綱^[]
・「^[]」 (196)×22×5 081
- (11) ・「酒マ安万呂白米五斗」
・「十二月十二日」 127×28×3 051

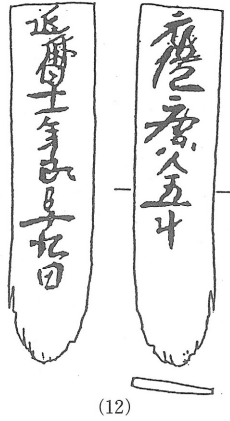
2000年出土の木簡

- (12) ・「衣縫廣人五斗」
 「延曆十一年正月十九日」
 95×23×3 051
- (13) ・「物マ吉万呂白米五斗」
 「十一月廿九日」
 168×17×4 051*
- (14) ・「丸部人万呂五斗」
 「正月廿六日上」
 151×18×3 051
- (15) ・「掃守乙万呂白米五斗」
 「十二月十五日」
 102×16×3 051*
- (16) ・「白神人豊成五斗」
 「九月十二日」
 128×20×4 051
- (17) ・「丸部廣川白米五斗」
 「□月廿九日」
 131×18×5 051
- (18) ・「酒見乙上白米五斗」
 「十一月十六日」
 103×18×2 051*
- (19) ・「平群安万呂五斗」
 「十□□月□」
 (88)×(12)×6 081

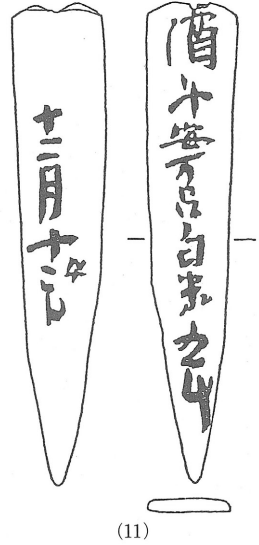




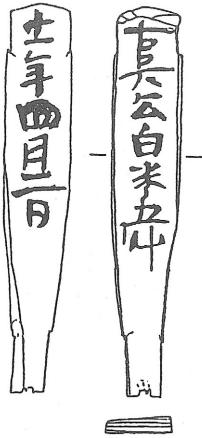
(25)



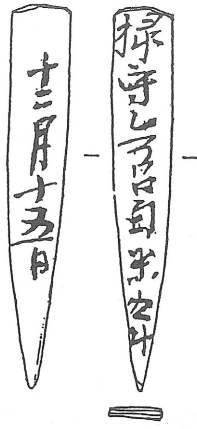
(12)



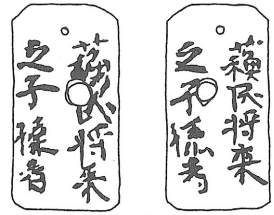
(11)



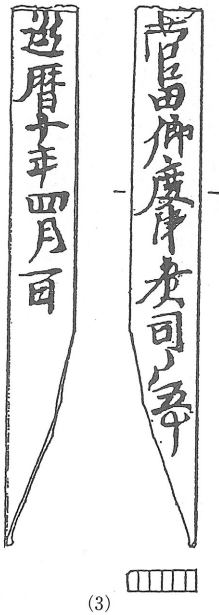
(32)



(15)



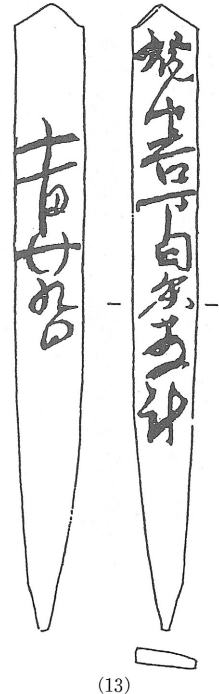
(51)



(3)



(14)

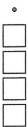






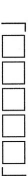
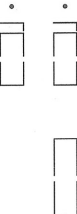
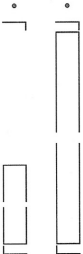


(13)

- (20) ・「播^{〔麻御カ〕}□□嶋守白米五斗」
 ・「□□□□□□□□□□」^{〔月七日カ〕}
 157×18×5 051
- (21) ・秦人公勝
 ・□□廣麻呂□□
 (115)×21×3 059
- (22) ・「物マ真^{〔糞カ〕}□白米」
 ・「十一月廿九日」
 (106)×20×5 051
- (23) ・□□置始古万呂
 ・×月二日「」
 (123)×19×5 059
- (24) ・^{〔土師カ〕}□□部万呂白米^{〔五カ〕}□斗
 ・「十二月八日」
 158×18×4 051
- (25) ・「安曇乙□」
 (71)×(16)×3 039
- (26) ・□マ秋足□米伍斗
 ・×月七日「」
 (142)×20×2 059
- (27) ・^{〔上カ〕}□□マ□万呂五斗白
 ・「延暦十一年正月十六日」
 107×12×9 051
- (28) ・「□□部^{〔在安カ〕}□□米五斗」
 ・「二月廿四日」
 ・「」
 116×21×4 051
- (29) ・□□五斗□□□□^{〔廣嶋カ〕}マ□□米
 ・「^{〔丸カ〕}□□」
 (165)×22×3 019
- (30) ・^{〔西カ〕}□□公多阿利米
 ・「十一月十九日」
 138×17×4 051
- (31) ・「長野白米五斗」
 134×21×4 011
- (32) ・「真公白米五斗」
 ・「^{〔×五〕}十一年四月二日」
 (105)×17×5 051*
- (33) ・「枚人白米五斗」
 ・「十年十二月廿□」
 (68)×18×3 019
- (34) ・豊足米五斗
 (131)×20×4 081
- (35) ・^{〔伊勢カ〕}□□人白米五斗
 ・「十二月廿日」
 144×20×3 051

- (36) \cdot $\square\square\square\square\square\square$ $\square\square$ 人五斗
 「十年十一月二日」
 (115) \times 14 \times 4 051
- (37) $\square\square\square\square\square\square$ 万呂五斗
 「殿春白中五斗」
 135 \times 20 \times 3 051
- (38) 粳春米上 \square
 (71) \times 29 \times 4 081
- (39) \sphericalangle 米五斗 $\square\square\square$
 (70) \times 28 \times 5 039
- (40) \square \square 米五斗
 「五月十三日」
 (135) \times (12) \times 1 081
- (41) $\square\square$ $\square\square$ 五斗
 「十二月 \square 日」
 (117) \times (6) \times 3 081
- (42) \square 斗
 上久 $\square\square\square$
 (66) \times 29 \times 4 081
- (43) \square 米
 (96) \times 19 \times 3 019
- (44) 五斗
 (94) \times 9 \times 5 059
- (45) \cdot $\square\square\square\square\square\square\square\square$
 「廿 $\square\square\square\square$ 」
 156 \times 18 \times 4 051
- (46) $\square\square\square\square$
 126 \times 15 \times 4 051
- (47) $\square\square\square$ 成 $\square\square$
 (92) \times 12 \times 5 051
- (48) \sphericalangle $\square\square$
 「五方」
 (80) \times 21 \times 3 039
- (49) \sphericalangle \square
 「人」
 152 \times 15 \times 5 051
- (50) \cdot \square 蘇民将来
 之子孫者
 27 \times 13 \times 2 022*
- (51) \cdot $\square\square\square\square\square\square$
 「十一年二月九日」
 (73) \times (12) \times 4 081
- (52) \cdot \square 月七
 (33) \times (15) \times 3 081
- (53) 海藻
 (52) \times (18) \times 4 081
- (54) \square 主
 (45) \times 15 \times 4 081

2000年出土の木簡

(65)		(53) × (18) × 4	081
(64)		(194) × 18 × 6	081
(63)		(167) × 20 × 4	019
(62)		(61) × 16 × 5	059
(61)		(130) × (18) × 3	059
(60)		(53) × (9) × 3	039
(59)		(84) × 21 × 3	059
(58)		110 × 18 × 2	051
(57)		(121) × 18 × 1	051
(56)		180 × (9) × 5	051

(66)		(73) × (19) × 2	081
(67)		(29) × (8) × 1	081
(68)		(24) × (14) × 2	081
(69)		(21) × (5) × 2	081
(70)		(15) × (9) × 1	081
(71)		(79) × 15 × 6	081
(72)			091

六条条間南小路北側溝SD一五出土木簡には、延暦八年(七八九(7)、延暦一〇年(33(36)、延暦一一年(12(27(32(52)の年紀を持つものがある。前述のように六条条間南小路北側溝SD一五拵状部の下層粘土層からまとまって出土したことから、これらの資料にはある程度の一括性を期待することができる。さらに、木簡は多くが荷札で、その形態は〇五一型式が大部分を占める。荷札表面の表記形式は「貢納者名+物品名+物品の数量」の簡略化されたもので、物品名および数量は多くが白米と五斗である。貢納者名の前に郡郷名を記す資料には「武義郡」(美濃国)「菅田郷」(美濃国武義郡)「忌浪

郷(越前国江沼郡)などがみられた。なお、荷札木簡の法量分布は長さが一〇〇〜一六〇mm、幅一五〜二〇mmの範囲に集中する。

(51)は、「蘇民将来」呪符木簡である。長さ二七mm幅一三mmと非常に小さいもので、「蘇」の字でも五mm角程度の大きさしかない。木簡の中央上部には径一mm程度の小さな孔が貫通し、中心付近には文字の上から木釘が打たれている。穴は木簡の大きさや護符としての用途を考慮すれば、袖口などにぶら下げるための糸穴と考えられる。また、木釘は身につける護符としての用途を果たしたあと、土壁などに打ち付けられたことを示している。「蘇民将来」呪符木簡は全国で五〇点以上が出土しているが、今回の資料は「蘇民将来」の文言を用いた札として最も古い段階に位置付けることができる。本資料の特徴は非常に小さく、ぶら下げるための孔を有する点であり、「蘇民将来」疫病除け信仰のより原初的な時期には、持ち主がまさしく疫病除けのお札として身に付けていたことを示している。「蘇民将来」呪符木簡を用いた疫病除け信仰のはじまり、木簡が授与された場の検討など、都城における精神生活を考察する上で貴重な資料と言える。

出土した文字資料には右京六条二坊六町の性格を具体的に示すものはない。しかし、これまで長岡京の四条大路以南では木簡がまともに出土した例がなく、六町には公的な機関が存在した可能性も考えられる。また、枳状部からは大量の桜樹皮とともに櫛未製品・

漆容器・トリベ・フイゴ羽口・石製鈍尾未製品が出土しており、木製品を中心に多様な製品を扱う工房の存在をも窺わせる。調査地の南、右京七条二坊は長岡京西市の有力な推定地であることから、六町に想定した公的な施設の性格は西市に物資を供給するための出先機関や工房と考えられる。

なお、木簡、漆紙文書の釈読に関しては奈良文化財研究所史料調査室の方々よりご教示をいただいた。

(中島皆夫、7漆紙文書解説 古尾谷知浩(名古屋大学))